

八雲町バイオマス活用推進計画



北海道八雲町

令和元年 7 月

目 次

1	計画策定の趣旨.....	1
1.1	策定の背景.....	1
1.2	目指すべき将来像.....	2
1.3	計画の期間.....	3
2	地域の現状.....	4
2.1	地理的特色.....	4
2.1.1	地形.....	4
2.1.2	交通体系.....	5
2.2	社会的特色.....	6
2.2.1	旧八雲町.....	6
2.2.2	旧熊石町.....	6
2.3	経済的特色.....	7
2.3.1	産業別人口.....	7
2.3.2	農業.....	7
2.3.3	水産業.....	8
2.3.4	林業.....	9
2.3.5	商業.....	9
2.3.6	工業(製造業).....	9
3	バイオマスの活用の現状と目標.....	10
3.1	現状.....	10
3.1.1	廃棄物系バイオマス.....	10
3.1.2	木質系バイオマス.....	10
3.2	利活用目標.....	12
4	バイオマスの活用に関する取組内容.....	14
4.1	目標達成に向けた取組方針.....	14
4.1.1	近代酪農発祥の地「八雲町」の持続的発展.....	14
4.1.2	BGP プロジェクトによる家畜ふん尿の高度利用.....	14
4.2	取組項目及び工程.....	16
4.2.1	取組項目.....	16
4.2.2	取組工程.....	21
5	バイオマスの利活用推進体制.....	22
6	本計画の中間評価と事後評価.....	23
6.1	取組効果の客観的検証.....	23
6.2	中間評価.....	24
6.3	事後評価.....	25

1 計画策定の趣旨

1.1 策定の背景

本町は、八雲地域と熊石地域の合併以降策定した「新八雲町総合計画」（平成20(2008)～29(2017)年）を発展させ、「八雲発！自然と人を未来へつなぐ」を基本構想とした「第2期八雲町総合計画」を平成30(2018)年3月に策定し、その実現に向けて各種施策を展開しています。

バイオマスに関しては、「八雲町再生可能エネルギー導入促進ビジョン」（平成29(2017)年3月）及び「八雲町バイオマスタウン構想」（平成20(2008)3月）を策定し、その利活用に取り組んできました。

本計画は、「八雲町総合計画」を最上位計画とし、「八雲町再生可能エネルギー導入促進ビジョン」のもと、「八雲町バイオマスタウン構想」を発展させ、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸としたまちづくりを目指すものと位置づけられます。



図 1-1 本計画の位置付け

1.2 目指すべき将来像

本町では、前述の背景を受けて、本計画により、家畜ふん尿バイオマスを中心として、本町に存在する種々のバイオマスの現状と課題を明らかにします。

そして、これらの家畜ふん尿を活用する「バイオガスプラント (BioGas Plant、以下 BGP) 事業化プロジェクト」を策定し実現することにより、次に示す将来像を目指します。

①自然環境に配慮した循環型農業の確立

- ・ 消化液による良質な粗飼料の生産
- ・ 化学肥料の使用を必要最小限とするクリーン農業の推進
- ・ 再生敷料の活用による酪農コストの削減

②再生可能エネルギーを活用した産業の振興

- ・ エネルギーの自家利用、電力販売、余剰熱販売、園芸施設等での熱利用
- ・ 地域内の資金循環による地域経済の活性化
- ・ BGP視察の誘致

③雇用の創出と雇用環境の向上

- ・ 産業の振興による新たな雇用の創出
- ・ 飼養規模の拡大により増大する家畜ふん尿処理の負担軽減
- ・ 家畜ふん尿収集業、消化液運搬業の創出

④市街地及び集落の環境整備

- ・ 北海道新幹線新八雲(仮称) 駅の開業に向けた臭気低減、周辺環境整備
- ・ 家畜ふん尿の適正処理による河川、海の汚染防止
- ・ 大気中へのメタンガス放出の抑制による地球温暖化の抑制

⑤防災体制の強化

- ・ 長期停電時における搾乳作業体制の確保
- ・ 災害発生時における避難所等へのエネルギー供給
- ・ 太陽光、小水力等を組み合わせた自立・分散型エネルギー供給体制の強化

以上の 5 点に加え、脱炭素イノベーションを踏まえた以下の将来像を目指します。

⑥水素を利用した脱炭素社会モデルの実現

- ・ 地域資源を活用した脱炭素型地域づくり
- ・ FIT買取期間終了後の再生可能エネルギーの活用

本町におけるバイオマス活用の将来像のイメージを次図に示します。



図 1-2 バイオマス活用の将来像のイメージ

1.3 計画の期間

本計画の計画期間は、「第 2 期八雲町総合計画」や「八雲町再生可能エネルギー導入促進ビジョン」等、他の関連計画(詳細は、8. 他の地域計画との有機的連携)参照)とも整合・連携を図りながら、令和元(2019)年度から令和 10(2028)年度までの 10 年間とします。

なお、本計画は、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、中間評価結果に基づき概ね 5 年後(令和 5 年度、2023)に見直すこととします。